

能勢町町制施行 50 周年シンボルマークの取扱規定

町制施行 50 周年記念事業の一環として、本町を広く町内外に発信するため、シンボルマークを作成しました。

町民の皆さんには、積極的にシンボルマークを使用していただき、本町の PR にご協力をお願いします。

1. シンボルマークについて

シンボルマークは、本町を象徴し未来に向けたまちづくりをイメージするもので、本町が 50 周年を契機により一層発展していくことを願って定めたものです。

この作品は、能勢町の「の」の文字を基調に、豊かな自然の中で輝く笑顔の能勢町を象徴的に表現しています。



2. 権利の帰属について

能勢町町制施行 50 周年記念シンボルマークの一切の権利は、能勢町に帰属します。

3. シンボルマークの使用について

本町を広く町内外に発信することに協力いただける町民の皆さんや各種団体、企業などにおいて使用が可能です。使用する場合は、別紙「シンボルマーク使用申請書」を能勢町町長公室まで提出してください。

使用に際しては、イメージを損なわないよう原則として町が提供するデータを活用することとします。

使用期間は平成 18 年 6 月 1 日からとします。

次の場合は、使用できないものとします。

- ・ 本町の信用や品位を損なうような使用をする場合
- ・ 自己の商標や意匠にするなど、独占的または営利目的に使用する場合
- ・ 特定の政治、思想、宗教の活動に利用する場合
- ・ その他、町制施行 50 周年記念の主旨に反するなど、不相当と認められる場合

虚偽その他不正の方法によりシンボルマークの使用承認を得られた場合は、使用承認を取り消し、使用の中止を命じます。